

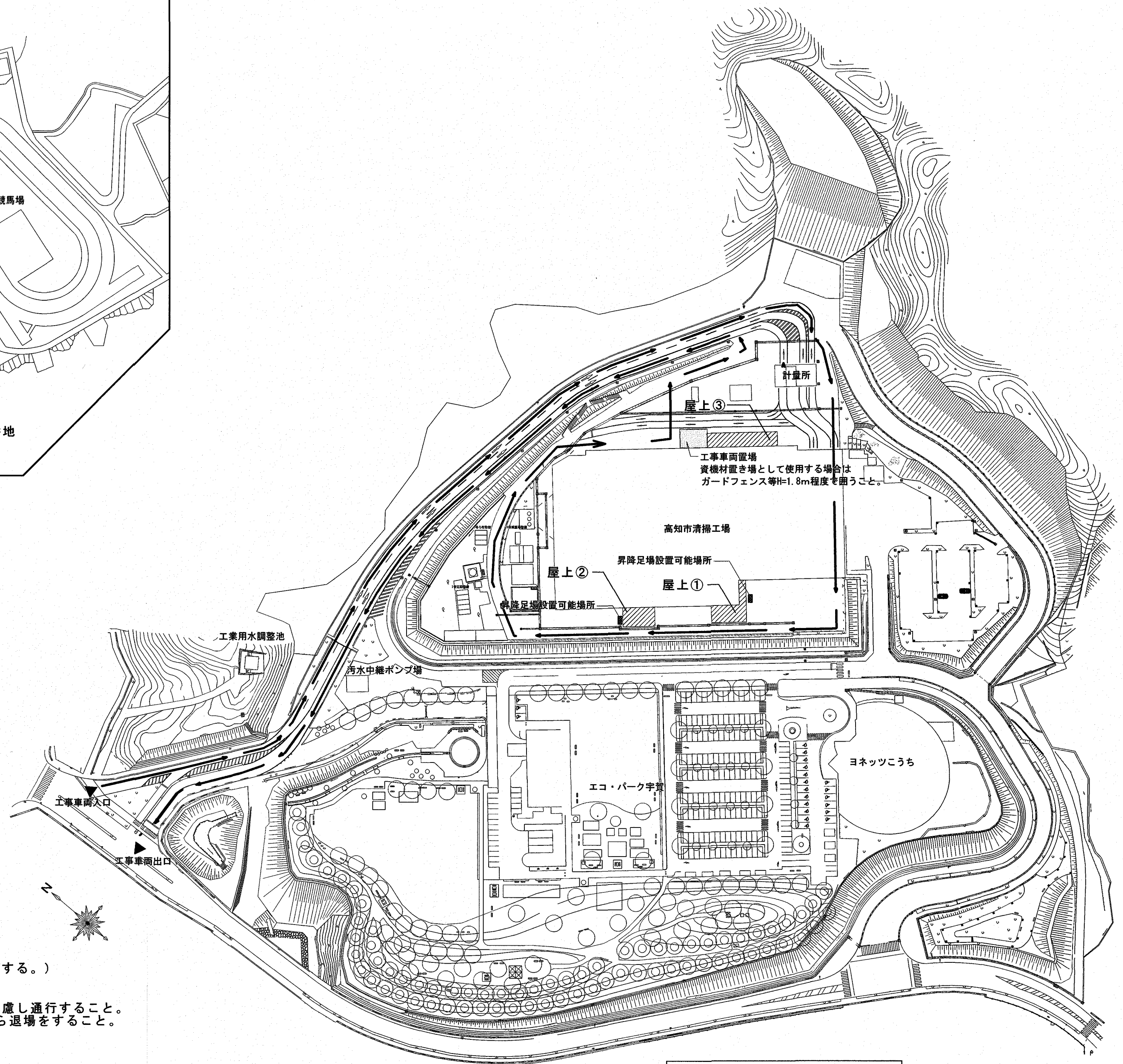
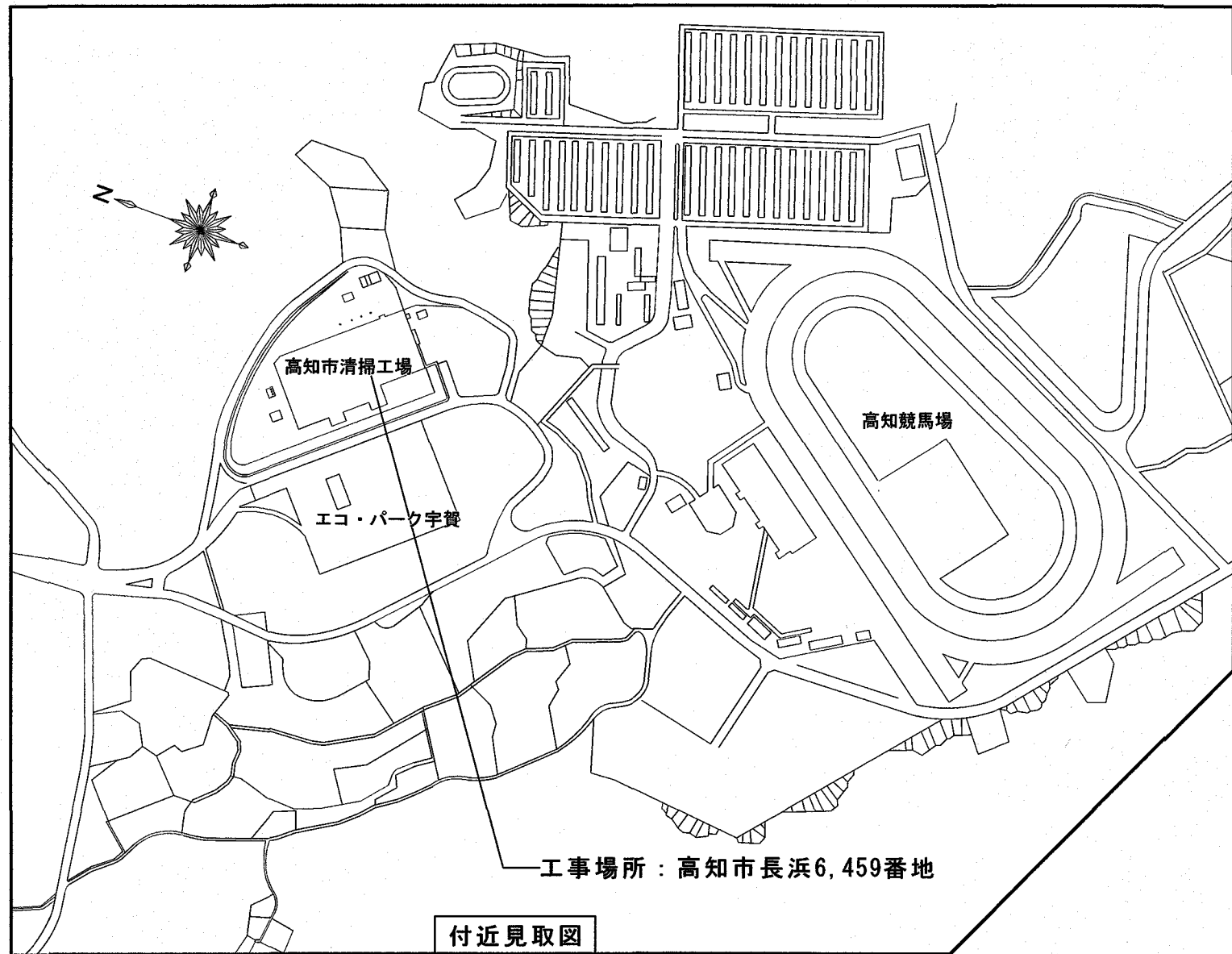
高知市清掃工場屋上防水改修工事

図 面 リ ス ト	
図面番号	図 面 名 称
A－1	改修特記仕様書（1）
A－2	改修特記仕様書（2）
A－3	改修特記仕様書（3）
A－4	付近見取図，配置図兼仮設計画図
A－5	立面図【参考図】
A－6	1階平面図【参考図】
A－7	2階平面図【参考図】
A－8	3階平面図【参考図】
A－9	4階平面図【参考図】
A－10	5階平面図【参考図】
A－11	屋根伏図【参考図】
A－12	屋上①平面図，断面図，部分詳細図
A－13	屋上②平面図，断面図，部分詳細図
A－14	屋上③平面図，断面図，部分詳細図

高知市清掃工場屋上防水改修工事		特記仕様書	
I 工 事 概 要			
1. 工事場所		高知市長浜6459番地	
2. 工事種目		【清掃工場】 鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建て 延べ面積28,282㎡ 1) 防水改修 1式	
3. 関連工事等		・電気設備工事 ・機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事 ・合併処理装置設置工事 ・外構工事	
4. 概成工期		・完成期限の()日 前 (令和 年 月 日)	
5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項)		令和 年 月 日からは、全ての室内部分を使用する。	
II 建 築 工 事 仕 様			
1. 特記仕様		1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。	
2. 適用基準等		図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官庁官庁営繕部監修の以下による。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)	
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について		○対象 (・発注者指定型 ○受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由:)	
項 目		特 記 事 項	
一般共通事項			
①	工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。 [1.1.4]	
2	総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。 [1.2.3]	
3	総合図	工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。 [1.2.3]	
④	工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 [1.2.4] また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。	
⑤	工事写真	工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) [1.2.4] 撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。 デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国営建設第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」による。	
⑥	下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。 [1.3.3]	
7	電気保安技術者	適用する。 [1.3.3]	
⑧	施工条件	施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。 [1.3.5] ・ 施工順序 ・ 図示 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 ○ 図示 その他の施工条件 ○資機材の搬入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。 ・ 登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。	
⑨	交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。 配置人員等 ・ 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。 ・ 作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。 ○監督職員と協議し、適宜配置する。	
項 目		特 記 事 項	
19 施工数量調査		調査範囲 ※ 図示 ・ 改修建物の外壁、軒天、パラベット [1.6.2] 調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診 ・ 破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧 ・ 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する) ※適用する (○：一級、●：二級) [1.7.2][1.7.3] 工 事 種 別 技 能 検 定 の 作 業 の 種 別 ○仮設工事 ※●とび作業(又は足場組立作業主任者) ・ 鉄筋工事 ※○鉄筋組立て作業 ・ ・コンクリート工事 ・○コンクリート圧送工事作業 ・○型枠工事作業 ・ ・鉄骨工事 ※●とび作業 ・ ・ブロック・ALCパネル工事 ・○コンクリートブロック工事作業 ・ ・(単一)エーエルシーパネル工事作業 ・ ○防水工事 ○○アスファルト防水工事作業 ・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ ・○合成ゴムシート防水工事作業 ・ ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ ・○セメント系防水工事作業 ○○シーリング防水工事作業 ・ ・○改良アスファルトシートーチ工法防水工事作業 ・ ・○FRP防水工事作業 ・ ・石工事 ※○石張り作業 ・ ・タイル工事 ※○タイル張り作業 ・ ・木工事 ※○大工工事作業 ・ ・屋根及びといた工事 ・○かわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外板金作業 ・ ・金属工事 ・○鋼製下地工事作業 ・(単一)金属製バルコニー工事作業 ・ ・左官工事 ※○左官作業 ・ ・建具工事 ・○ビル用サッシ施工作業 ・ ・○木製建具製作 ・○ガラス工事作業 ・ ・カーテンウォール工事 ※○金属製カーテンウォール工事作業 ・ ・塗装工事 ※○建築塗装作業 ・ ・内装工事 ・○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業 ・ ・●カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳装作業 ・ ・○ボード仕上げ工事作業 ・ ・植栽工事 ※○造園工事作業 ・ ・その他 ・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業 ・ 適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。 [1.7.9] 化学物質の室内濃度の測定 化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける連報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※スチレン ※パラジクロロベンゼン 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となつたことが確認された場合。 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となつて、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。 内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。 本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。 県内産資材の優先使用 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。 注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。 ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。 注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。 公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。 本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したのとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地面粗土区分は、次の数値とする。 風速(Vo)： ※ 38m/sec ・ 36m/sec 地面粗土区分： ※ Ⅲ ・ Ⅱ 内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 木部(家具を含む) 6mm程度 コンクリート、モルタル部 20mm程度 鉄部、金属部 3mm程度 建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。	
21 化学物質の室内濃度の測定		化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける連報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※スチレン ※パラジクロロベンゼン 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となつたことが確認された場合。 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となつて、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、	

項目		特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																																																																																						
27	事業損失補償	※現場説明書による。	5	監督職員の備品等	備品等の設置 [2.4.1] <table><tr><th>備品の種類</th><th>机・椅子</th><th>書棚</th><th>黒板</th><th>PC</th><th>掛時計</th></tr><tr><td>数量</td><td>組</td><td>台</td><td>枚</td><td>台</td><td>個</td></tr><tr><th>備品の種類</th><th>温度計</th><th>ゴム長靴</th><th>雨がっぱ</th><th>保護帽</th><th>懐中電灯</th></tr><tr><td>数量</td><td>個</td><td>足</td><td>着</td><td>個</td><td>個</td></tr><tr><th>備品の種類</th><th>衣類ロッカー</th><th>冷暖房機器</th><th>消火器</th><th>湯沸器</th><th>加入電話付属器</th></tr><tr><td>数量</td><td>人用</td><td>台</td><td>個</td><td>台</td><td>台</td></tr><tr><th>備品の種類</th><th>掃除具</th><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>数量</td><td>個</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 構内既存の施設(用水) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない 構内既存の施設(電力) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない 構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)～c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。 また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)～c)に下記d)～e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。	備品の種類	机・椅子	書棚	黒板	PC	掛時計	数量	組	台	枚	台	個	備品の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯	数量	個	足	着	個	個	備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	湯沸器	加入電話付属器	数量	人用	台	個	台	台	備品の種類	掃除具					数量	個					④改質アスファルトシート防水	絶縁工法のルーフィングの材料 [3.3.2] ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類及び厚さ ※表3.3.3及び表3.3.4による ・砂付あなきルーフィング 押え金物の材質及び形状 ※図示 ・アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2] 屋内防水 防水層の種類 [3.3.3][表3.3.10] <table><tr><th>工法</th><th>種別</th><th>施工箇所</th><th>保護層</th></tr><tr><td>・P1E</td><td>・E-2</td><td></td><td>・設ける</td></tr><tr><td>・P2E</td><td>※E-2</td><td></td><td>・設けない</td></tr></table> E-1の場合で工程3を行う場合 ※貯水槽、浴槽等の常時水に接する部分 押え金物の材質及び形状 ※アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2] 平場の保護コンクリート [3.3.5] こて仕上げの場合 ※80mm以上 床タイル張り等仕上げの場合 ※60mm以上 コンクリートの仕上りの平たんさ ※a種 ・b種 ・c種 [3.3.5][表8.1.5] 防水層の種類 [3.4.2][表3.4.1～表3.4.3] <table><tr><th rowspan="2">工法</th><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">施工箇所</th><th rowspan="2">断熱材</th><th colspan="2">仕上塗料</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>種類</th><th>使用量</th></tr><tr><td>○M4AS</td><td>・AS-T1 ・AS-T2 ○AS-J1</td><td>図示</td><td></td><td>○高日射反射率塗料の適用</td><td>※製造所の指定による</td><td>改修用ﾄﾚﾝ ○設ける ・設けない</td></tr><tr><td>・M3AS ・POAS</td><td>・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3</td><td></td><td></td><td>・高日射反射率塗料の適用</td><td>※製造所の指定による</td><td>改修用ﾄﾚﾝ ・設ける ・設けない</td></tr><tr><td>・M3ASI ・M4ASI ・POASI</td><td>・ASI-T1 ・ASI-J1</td><td></td><td>JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾗｽﾀｯｸ断熱材 種類：※硬質ﾌｧﾑ断熱材 2種1号又は2号 厚さ： mm ・図示</td><td>・高日射反射率塗料の適用</td><td>※製造所の指定による</td><td>改修用ﾄﾚﾝ ・設ける ・設けない 防護層 ・設ける ・設けない</td></tr></table> 露出防水層表面の仕上り塗装除去 ・行う ○行わない 改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※表3.4.1から表3.4.3による 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ [3.4.2] ※表3.4.1から表3.4.3による 押え金物の材質及び形状 ※図示 ・アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.4.2] 脱気装置の種類及び設置数量 ※製造所の指定とする [3.4.3] [3.5.2][表3.5.1～表3.5.2] <table><tr><th rowspan="2">工法</th><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">施工箇所</th><th rowspan="2">厚さ(mm)</th><th colspan="2">仕上塗料</th><th rowspan="2">高日射反射率塗料の適用</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>種類</th><th>使用量</th></tr><tr><td>・POS ・S4S</td><td>・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2</td><td></td><td>※1.2 ※2.0 ・1.5 ※1.5</td><td>・</td><td>※製造所の仕様による</td><td>・</td><td>改修用ﾄﾚﾝ ・設ける ・設けない</td></tr><tr><td>○S3S</td><td>・S-F1 ○S-F2 ・1.5</td><td></td><td>※1.2 ※2.0 ・1.5</td><td>・</td><td>※製造所の仕様による</td><td>・</td><td>改修用ﾄﾚﾝ ○設ける ・設けない ○</td></tr><tr><td>・M4S</td><td>・S-M1 ・S-M2</td><td></td><td>※1.5 ※1.5</td><td>・</td><td>※製造所の仕様による</td><td>・</td><td>改修用ﾄﾚﾝ ・設ける ・設けない</td></tr><tr><td>・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI</td><td>・SI-F1 ・SI-F2 ・1.5 ・SI-M1 ・SI-M2</td><td></td><td>※1.2 ※2.0 ・1.5 ※1.5</td><td>・</td><td>※製造所の仕様による</td><td>・</td><td>改修用ﾄﾚﾝ ・設ける ・設けない</td></tr><tr><td>・P1S</td><td>・S-C1</td><td></td><td>※1.0</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>立上り保護 ﾓﾙﾀﾙの塗厚 ・図示 ・7mm</td></tr></table> 断熱工法に用いる断熱材 (SI-F1, SI-F2, SI-M1, SI-M2の場合) [3.5.2] <table><tr><th>工法</th><th>材料</th><th>厚さ</th></tr><tr><td>機械的固定工法</td><td>JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡ﾌﾗｽﾀｯｸ断熱材 種類：※硬質ﾌｧﾑ断熱材2種1号又は2号</td><td>・ ・図示</td></tr><tr><td>接着工法</td><td>JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾗｽﾀｯｸ断熱材 種類：※硬質ﾌｧﾑ断熱材2種1号又は2号</td><td>・ ・図示</td></tr></table> S-M2及びSI-M2の立上り面の工法及びシートの厚さ 工法：※図示 ・接着工法(厚さ mm) ・機械固定工法(厚さ mm) 立上り部等の防水層撤去 ○行う ・行わない 立上り部等の保護層撤去 ・行う ・行わない POS工法及びPOSI工法(機械的固定工法)の立上り部等の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした場合の既存防水層の処理 ※3.2.6(4)(ウ)(g)による 固定金具の材質及び形状 材質 ※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板またはそれらの鋼板の片面及び両面に樹脂を積層加工したもの 厚さ(mm) ※0.4以上 S-M1及びSI-M2の絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート 脱気装置の種類及び設置数量 ※製造所の仕様による SI-M1及びSI-M2の防護用フィルムの設置 ※設けない ・設ける プレキャストコンクリート下地の目地処理(接着工法の場合) ・行う(・図示) ・行わない S-F1及びSI-F1のプレキャストコンクリート下地の入隅部増張り ・行う(・図示) ・行わない 一般部のルーフィングシートの張付けで機械的固定工法の場合 建築基準法に基づく風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法	工法	種別	施工箇所	保護層	・P1E	・E-2		・設ける	・P2E	※E-2		・設けない	工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		備考	種類	使用量	○M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ○AS-J1	図示		○高日射反射率塗料の適用	※製造所の指定による	改修用ﾄﾚﾝ ○設ける ・設けない	・M3AS ・POAS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・高日射反射率塗料の適用	※製造所の指定による	改修用ﾄﾚﾝ ・設ける ・設けない	・M3ASI ・M4ASI ・POASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾗｽﾀｯｸ断熱材 種類：※硬質ﾌｧﾑ断熱材 2種1号又は2号 厚さ： mm ・図示	・高日射反射率塗料の適用	※製造所の指定による	改修用ﾄﾚﾝ ・設ける ・設けない 防護層 ・設ける ・設けない	工法	種別	施工箇所	厚さ(mm)	仕上塗料		高日射反射率塗料の適用	備考	種類	使用量	・POS ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2		※1.2 ※2.0 ・1.5 ※1.5	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾚﾝ ・設ける ・設けない	○S3S	・S-F1 ○S-F2 ・1.5		※1.2 ※2.0 ・1.5	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾚﾝ ○設ける ・設けない ○	・M4S	・S-M1 ・S-M2		※1.5 ※1.5	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾚﾝ ・設ける ・設けない	・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1 ・SI-F2 ・1.5 ・SI-M1 ・SI-M2		※1.2 ※2.0 ・1.5 ※1.5	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾚﾝ ・設ける ・設けない	・P1S	・S-C1		※1.0	・	・	・	立上り保護 ﾓﾙﾀﾙの塗厚 ・図示 ・7mm	工法	材料	厚さ	機械的固定工法	JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡ﾌﾗｽﾀｯｸ断熱材 種類：※硬質ﾌｧﾑ断熱材2種1号又は2号	・ ・図示	接着工法	JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾗｽﾀｯｸ断熱材 種類：※硬質ﾌｧﾑ断熱材2種1号又は2号	・ ・図示
備品の種類	机・椅子	書棚	黒板	PC	掛時計																																																																																																																																																							
数量	組	台	枚	台	個																																																																																																																																																							
備品の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯																																																																																																																																																							
数量	個	足	着	個	個																																																																																																																																																							
備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	湯沸器	加入電話付属器																																																																																																																																																							
数量	人用	台	個	台	台																																																																																																																																																							
備品の種類	掃除具																																																																																																																																																											
数量	個																																																																																																																																																											
工法	種別	施工箇所	保護層																																																																																																																																																									
・P1E	・E-2		・設ける																																																																																																																																																									
・P2E	※E-2		・設けない																																																																																																																																																									
工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		備考																																																																																																																																																						
				種類	使用量																																																																																																																																																							
○M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ○AS-J1	図示		○高日射反射率塗料の適用	※製造所の指定による	改修用ﾄﾚﾝ ○設ける ・設けない																																																																																																																																																						
・M3AS ・POAS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・高日射反射率塗料の適用	※製造所の指定による	改修用ﾄﾚﾝ ・設ける ・設けない																																																																																																																																																						
・M3ASI ・M4ASI ・POASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾗｽﾀｯｸ断熱材 種類：※硬質ﾌｧﾑ断熱材 2種1号又は2号 厚さ： mm ・図示	・高日射反射率塗料の適用	※製造所の指定による	改修用ﾄﾚﾝ ・設ける ・設けない 防護層 ・設ける ・設けない																																																																																																																																																						
工法	種別	施工箇所	厚さ(mm)	仕上塗料		高日射反射率塗料の適用	備考																																																																																																																																																					
				種類	使用量																																																																																																																																																							
・POS ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2		※1.2 ※2.0 ・1.5 ※1.5	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾚﾝ ・設ける ・設けない																																																																																																																																																					
○S3S	・S-F1 ○S-F2 ・1.5		※1.2 ※2.0 ・1.5	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾚﾝ ○設ける ・設けない ○																																																																																																																																																					
・M4S	・S-M1 ・S-M2		※1.5 ※1.5	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾚﾝ ・設ける ・設けない																																																																																																																																																					
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1 ・SI-F2 ・1.5 ・SI-M1 ・SI-M2		※1.2 ※2.0 ・1.5 ※1.5	・	※製造所の仕様による	・	改修用ﾄﾚﾝ ・設ける ・設けない																																																																																																																																																					
・P1S	・S-C1		※1.0	・	・	・	立上り保護 ﾓﾙﾀﾙの塗厚 ・図示 ・7mm																																																																																																																																																					
工法	材料	厚さ																																																																																																																																																										
機械的固定工法	JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡ﾌﾗｽﾀｯｸ断熱材 種類：※硬質ﾌｧﾑ断熱材2種1号又は2号	・ ・図示																																																																																																																																																										
接着工法	JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾗｽﾀｯｸ断熱材 種類：※硬質ﾌｧﾑ断熱材2種1号又は2号	・ ・図示																																																																																																																																																										
29	完成写真	下表のものを監督職員に提出する。 <table><tr><th>位置</th><th>分類・規格</th><th>撮影枚数</th><th>部数</th><th>原画の大きさ(mm)</th></tr><tr><td>・各室</td><td>手札版(L版)</td><td>※2枚</td><td>・枚</td><td>※1部</td><td>・部</td><td>・100×125以上</td></tr><tr><td>・外部</td><td>キャビネ版</td><td>※4枚</td><td>・枚</td><td>※1部</td><td>・部</td><td>・24×36以上</td></tr><tr><td>・外部</td><td>半切パネル(・木製枠※アルミ枠)</td><td>※1枚</td><td>・枚</td><td>※1部</td><td>・部</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>スライド</td><td></td><td></td><td>※1部</td><td>・部</td><td></td></tr></table> カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。 撮影箇所は監督職員と協議する。 上表のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等にて提出する。 画像形式等 フォーマット：JPEG 画質：標準 画像サイズ：1024×768ピクセル程度	位置	分類・規格	撮影枚数	部数	原画の大きさ(mm)	・各室	手札版(L版)	※2枚	・枚	※1部	・部	・100×125以上	・外部	キャビネ版	※4枚	・枚	※1部	・部	・24×36以上	・外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※1枚	・枚	※1部	・部		・	スライド			※1部	・部		⑥工事用水・電力	構内既存の施設(用水) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない 構内既存の施設(電力) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない 構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)～c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。 また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)～c)に下記d)～e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。	④改質アスファルトシート防水	絶縁工法のルーフィングの材料 [3.3.2] ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類及び厚さ ※表3.3.3及び表3.3.4による ・砂付あなきルーフィング 押え金物の材質及び形状 ※図示 ・アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2] 屋内防水 防水層の種類 [3.3.3][表3.3.10] <table><tr><th>工法</th><th>種別</th><th>施工箇所</th><th>保護層</th></tr><tr><td>・P1E</td><td>・E-2</td><td></td><td>・設ける</td></tr><tr><td>・P2E</td><td>※E-2</td><td></td><td>・</td></tr></table>	工法	種別	施工箇所	保護層	・P1E	・E-2		・設ける	・P2E	※E-2		・																																																																																																									
位置	分類・規格	撮影枚数	部数	原画の大きさ(mm)																																																																																																																																																								
・各室	手札版(L版)	※2枚	・枚	※1部	・部	・100×125以上																																																																																																																																																						
・外部	キャビネ版	※4枚	・枚	※1部	・部	・24×36以上																																																																																																																																																						
・外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※1枚	・枚	※1部	・部																																																																																																																																																							
・	スライド			※1部	・部																																																																																																																																																							
工法	種別	施工箇所	保護層																																																																																																																																																									
・P1E	・E-2		・設ける																																																																																																																																																									
・P2E	※E-2		・																																																																																																																																																									

<



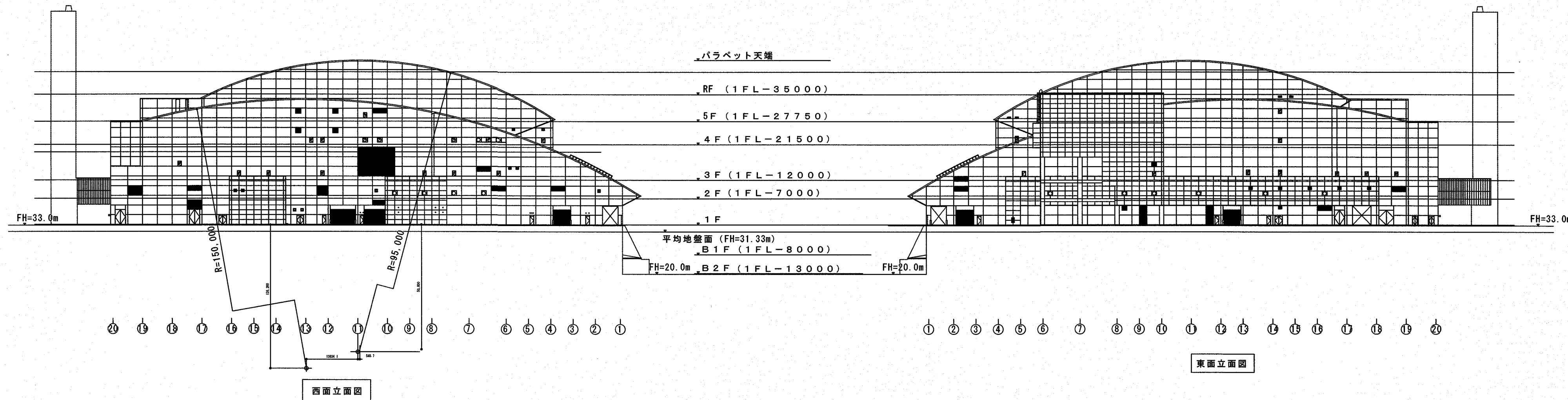
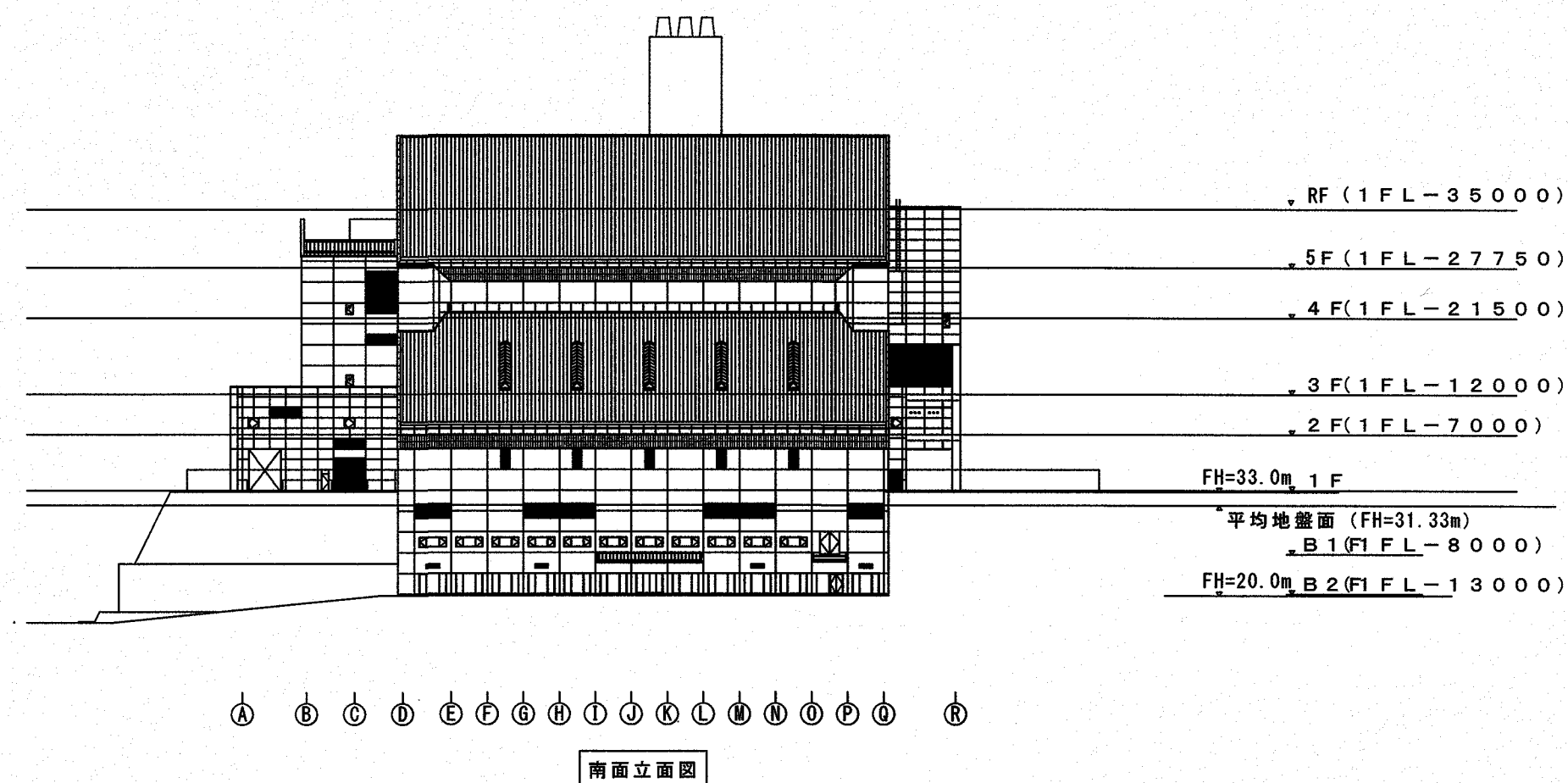
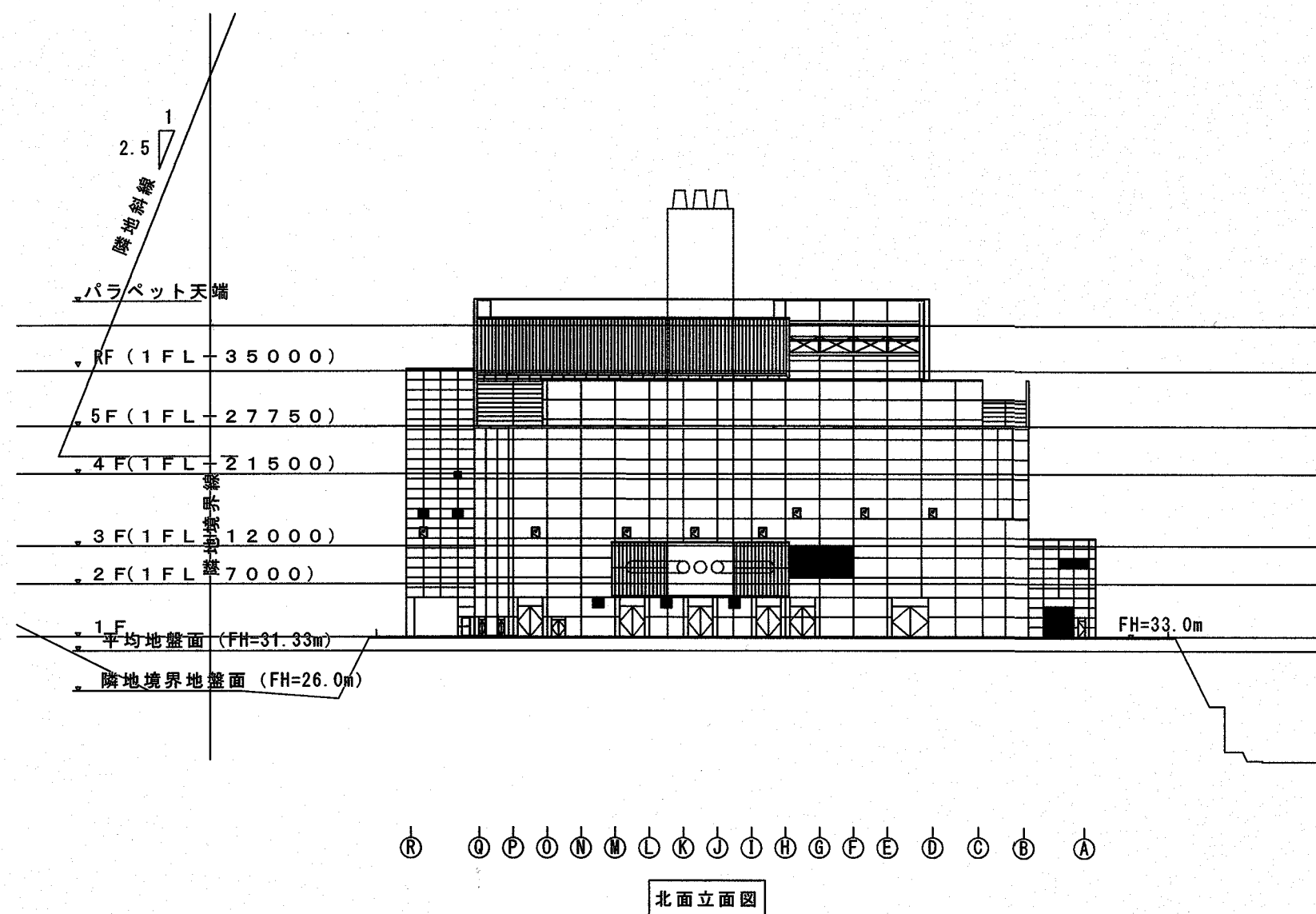
- 工事改修範囲を示す
- 工事車両置場及び資材置場を示す

- 【施工条件】
- ・工事車両には、受注者名を表示すること。
(外部から確認できるように、ダッシュボード上に表示でも可とする。)
 - ・構内は、時計回りの一方通行とする。
 - 工事車両通行ルートを示す。
 - ・構内は、パッカー車及び一般車両の通行もあるため、安全に配慮し通行すること。
 - ・工事車両出入口は、16:45で施錠するため、それまでに現場から退場をすること。

配置図兼仮設計画図 1:1500

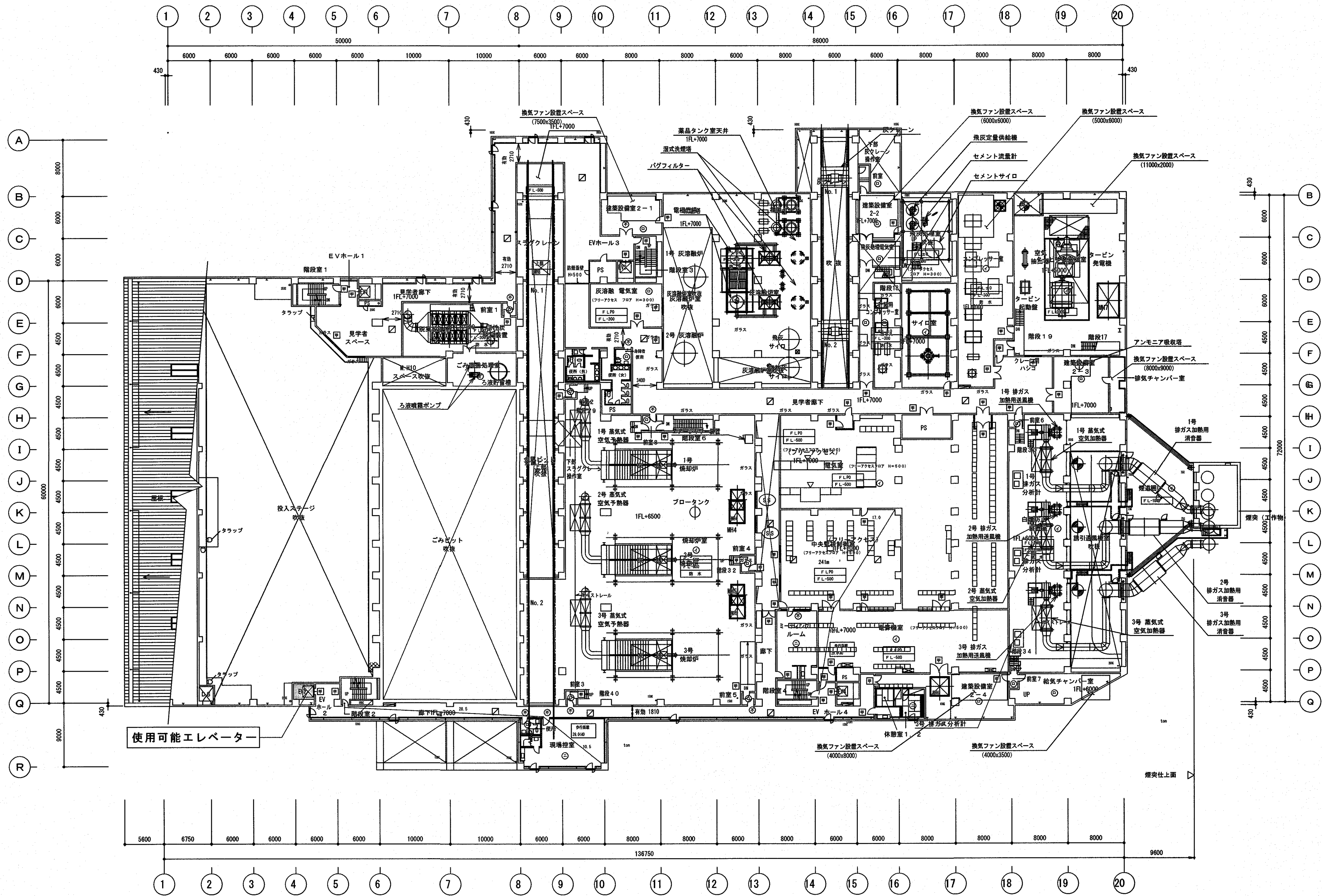
※屋上③への経路は、建物内部のみとする。(エレベーター使用可能)

高知市 都市建設部 公共建築課				工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
				高知市清掃工場屋上防水改修工事	宋	田	濱	松	A-4
				図面名	付近見取図、配置図兼仮設計画図 縮尺 1/1,500				作図
					令和 年 月 日				



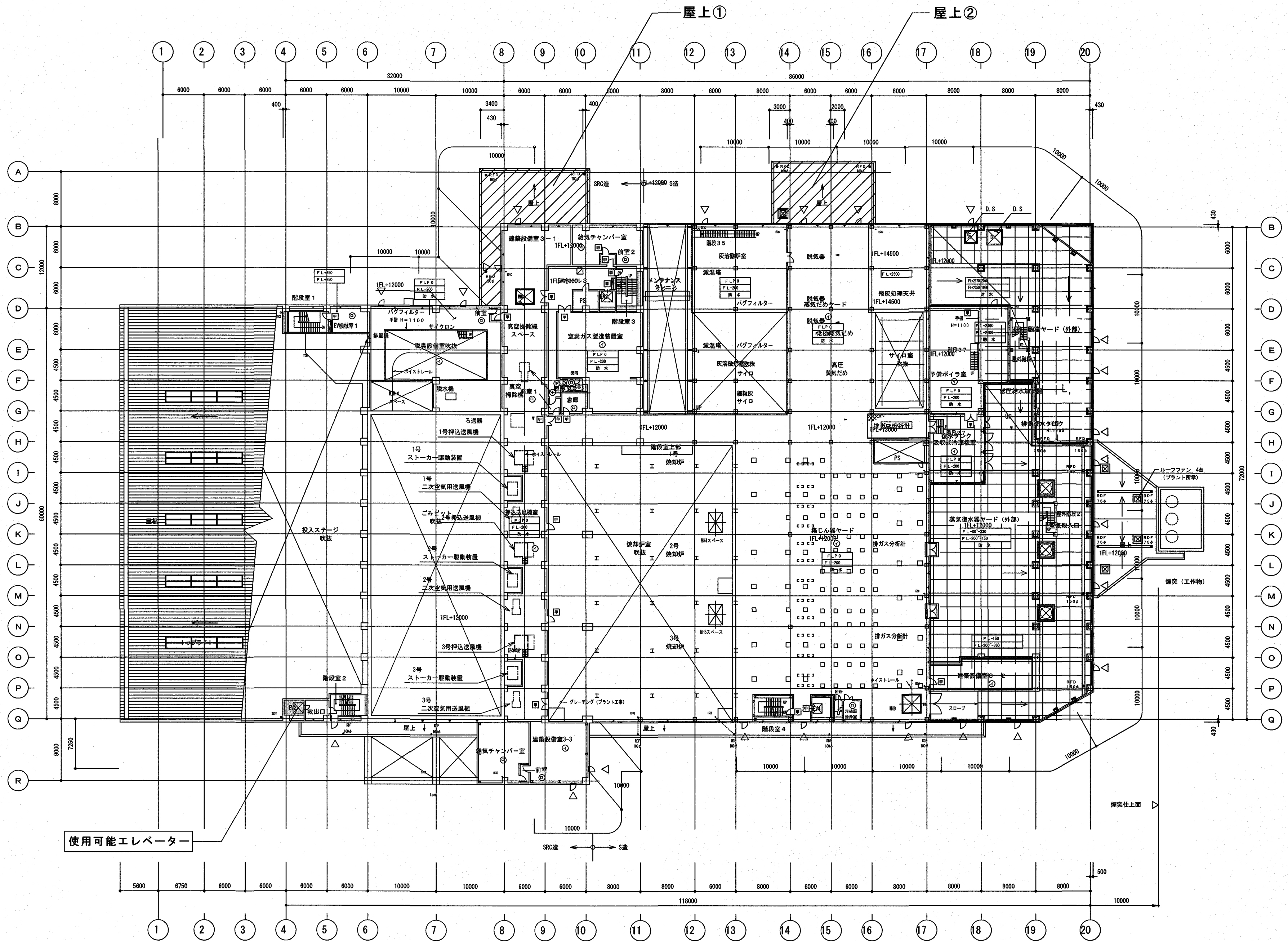
【参考図】

			高知市 都市建設部 公共建築課			工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
						高知市清掃工場屋上防水改修工事					
						図面名	立面図【参考図】	縮尺	1/800	作図	令和 年 月 日
											A-5



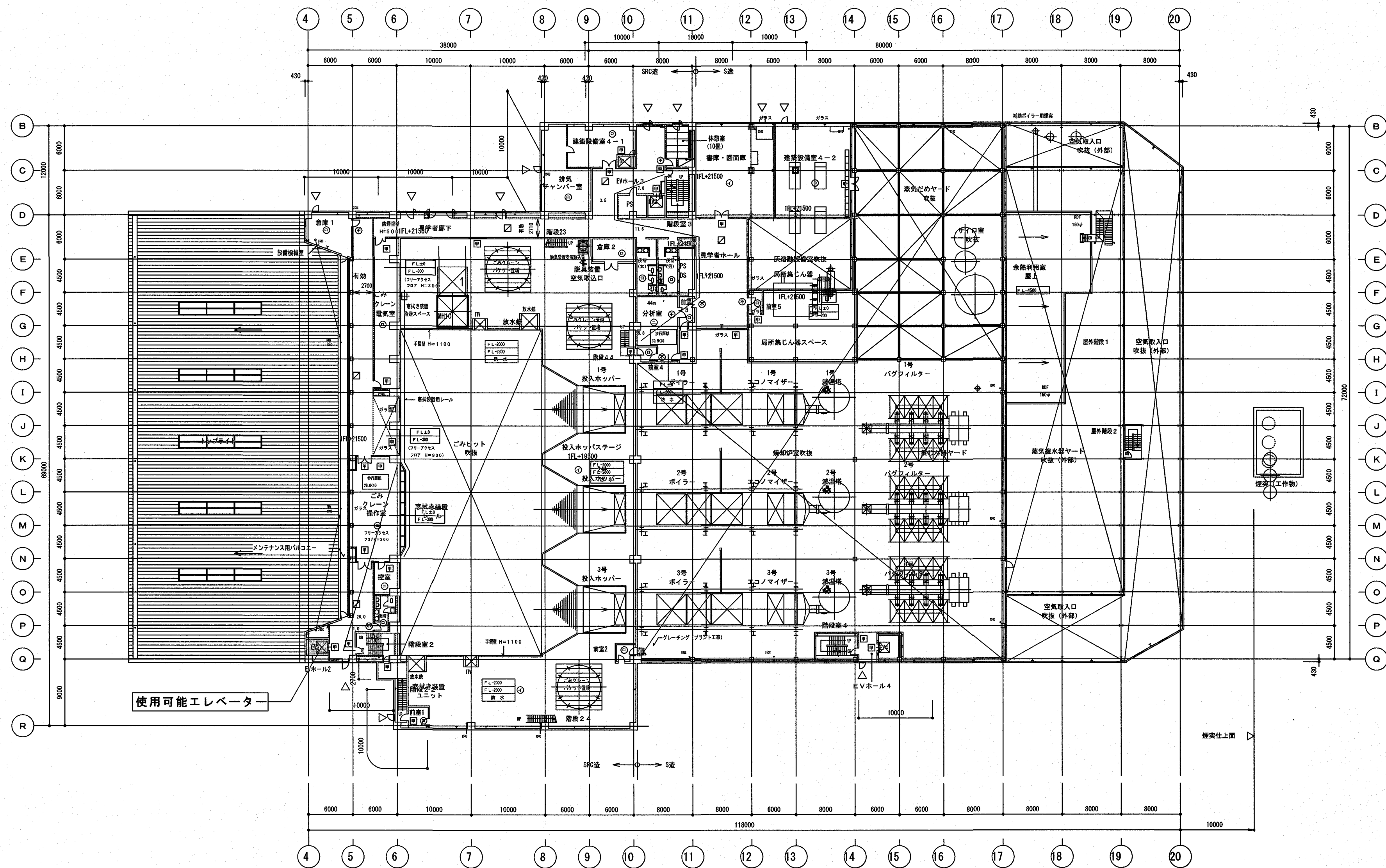
【参考図】

高知市 都市建設部 公共建築課				工事名		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
				高知市清掃工場屋上防水改修工事						A-7
				図面名 2階平面図【参考図】		縮尺 1/400		作図 令和 年 月 日		



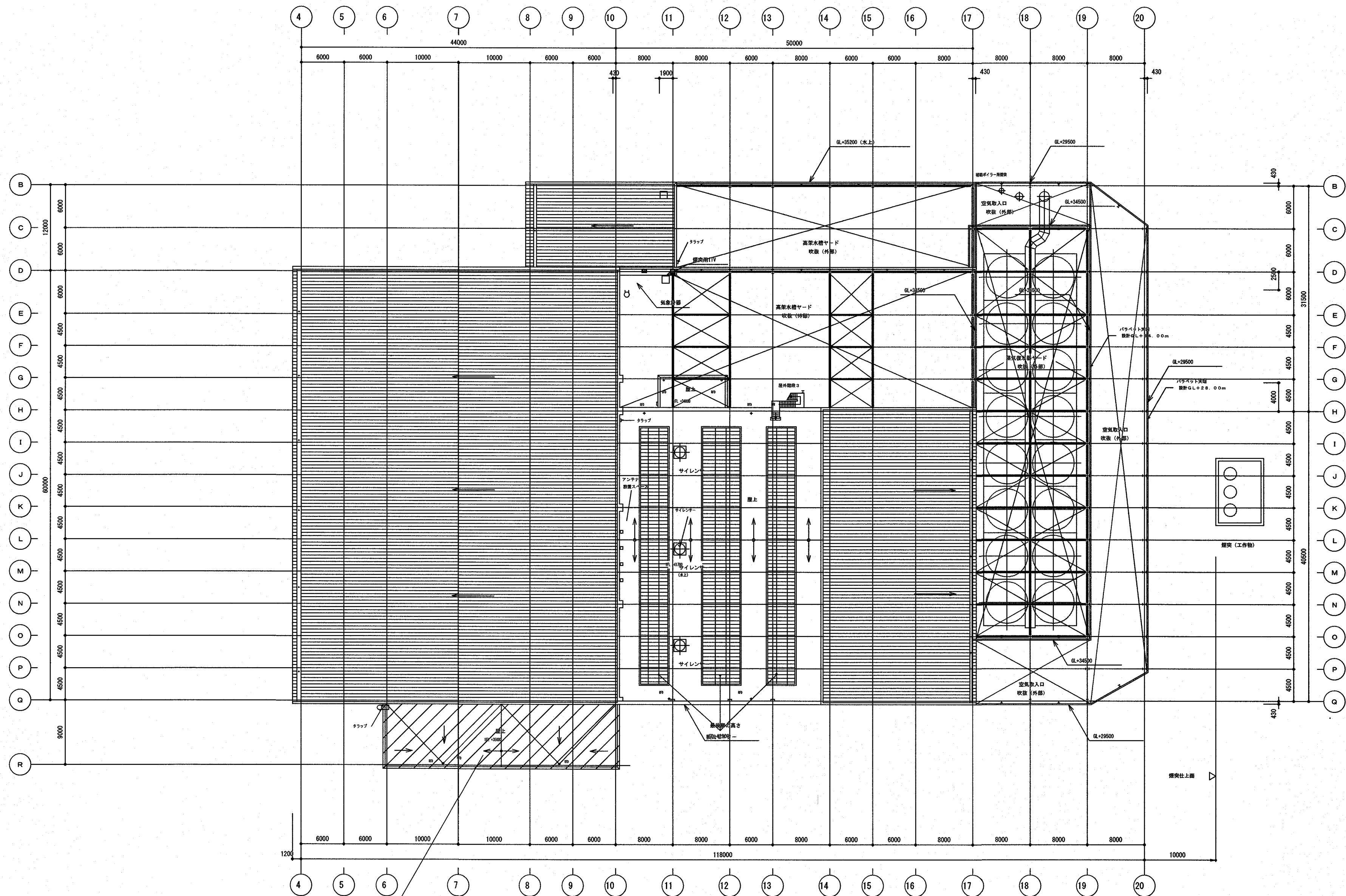
【参考図】

高知市 都市建設部 公共建築課				工事名		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
				高知市清掃工場屋上防水改修工事						A-8
				図面名 3階平面図【参考図】		縮尺 1/400		作図 令和 年 月 日		



【参考図】

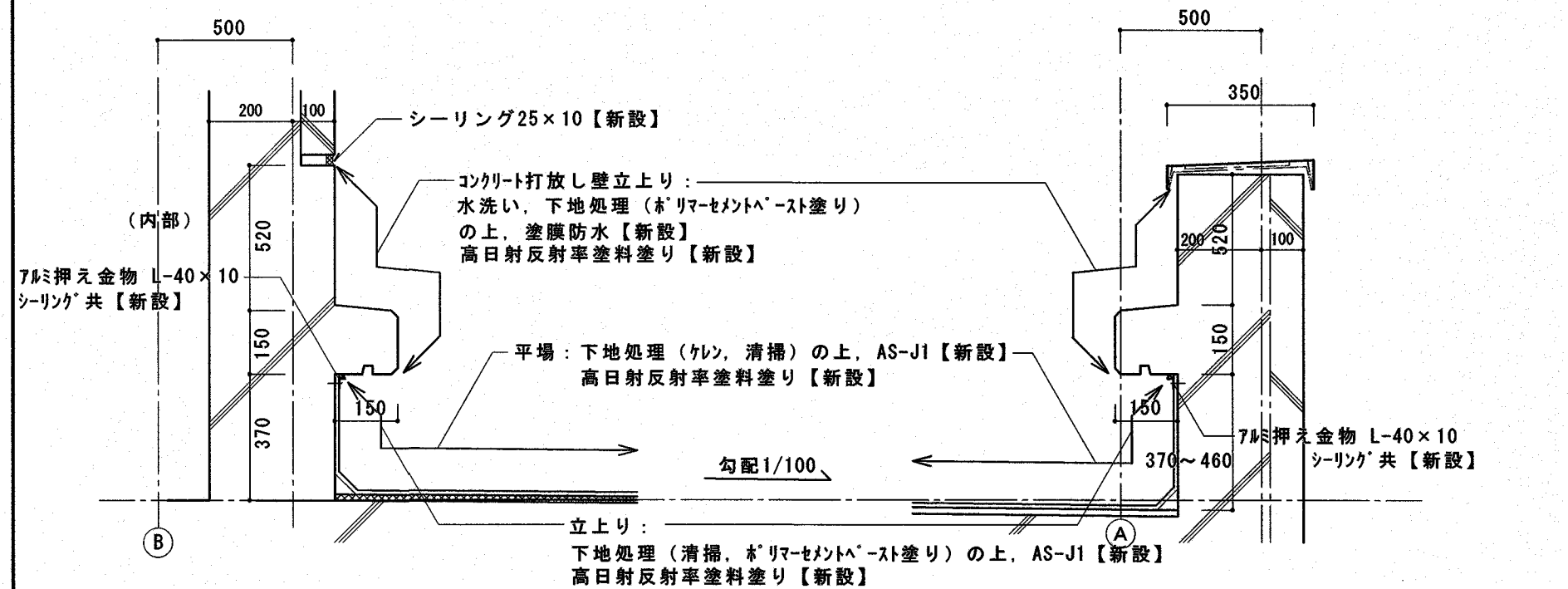
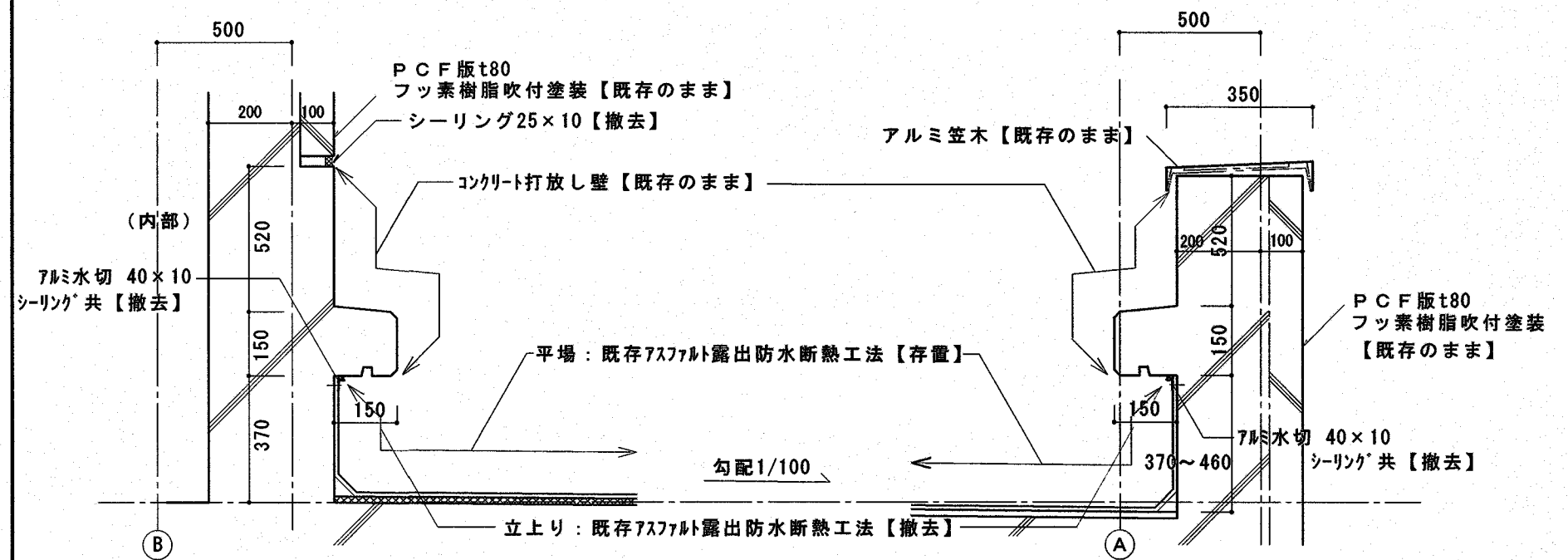
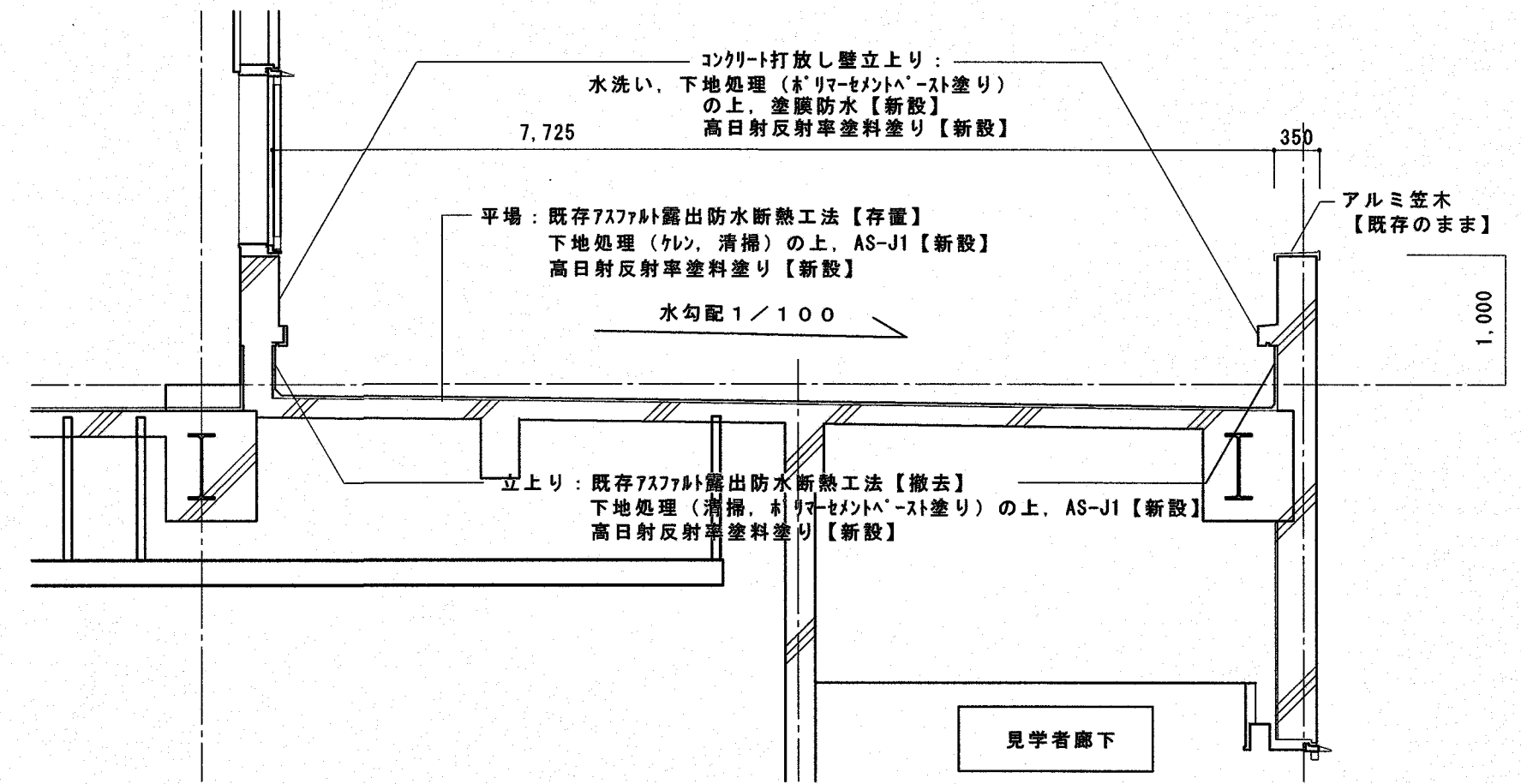
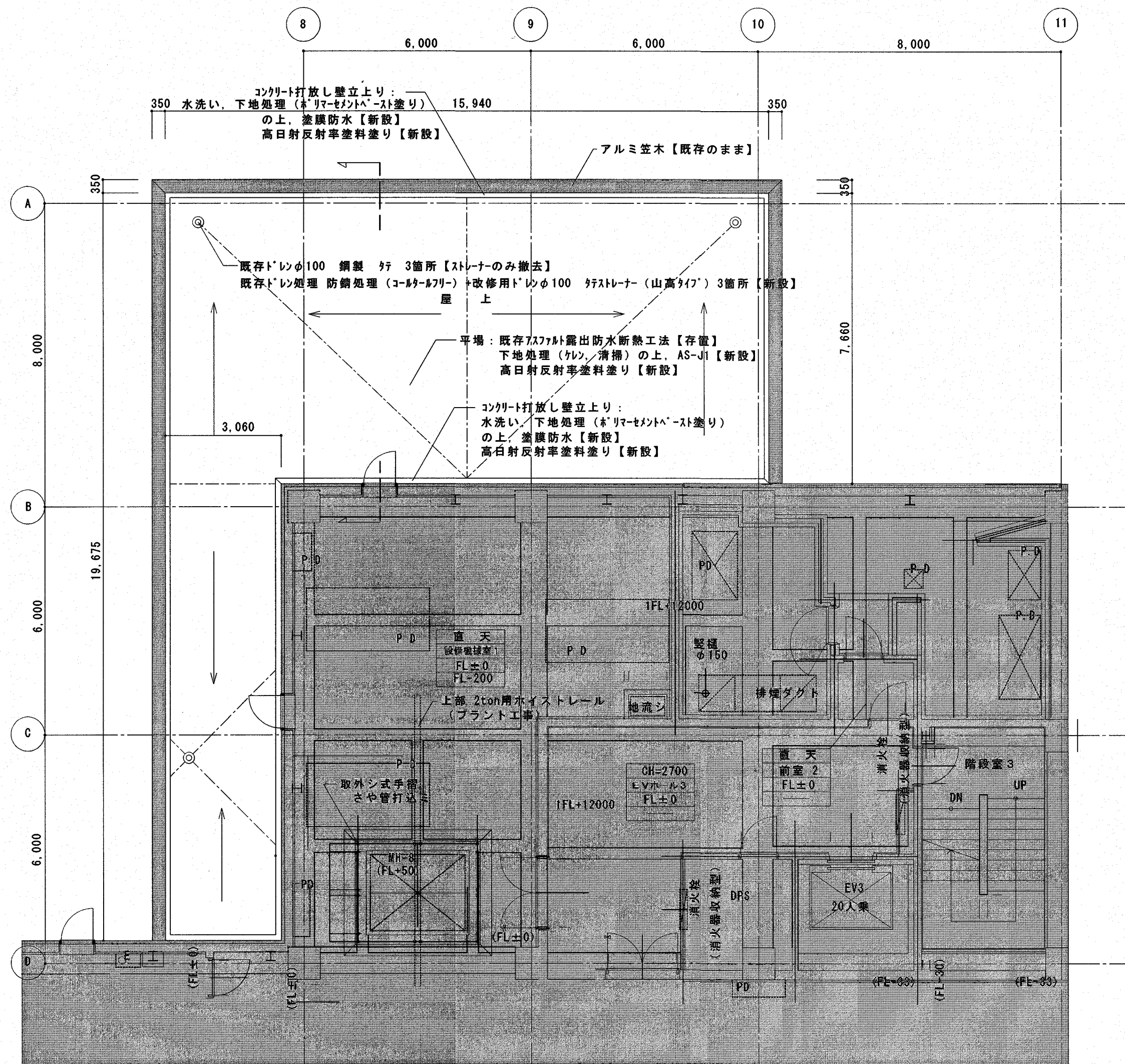
高知市 都市建設部 公共建築課				工事名		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
				高知市清掃工場屋上防水改修工事						A-9
				図面名	4階平面図【参考図】	縮尺	1/400	作図	令和 年 月 日	



屋上③ (上部)

【参考図】

高知市 都市建設部 公共建築課				工事名		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
				高知市清掃工場屋上防水改修工事						A-11
				図面名 屋根伏図		縮尺 1/400		作図 令和 年 月 日		

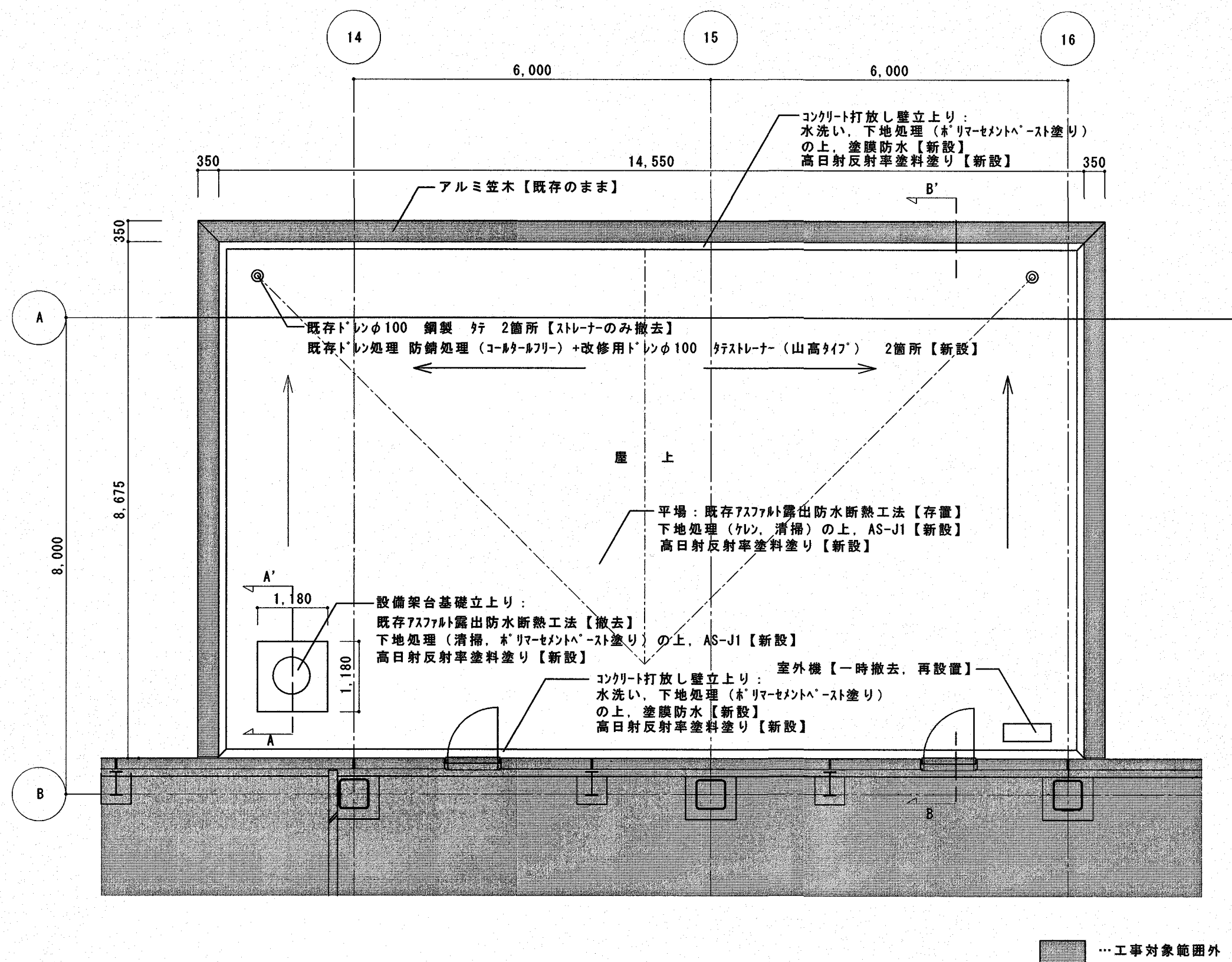


【】無きものは既存のままとする	

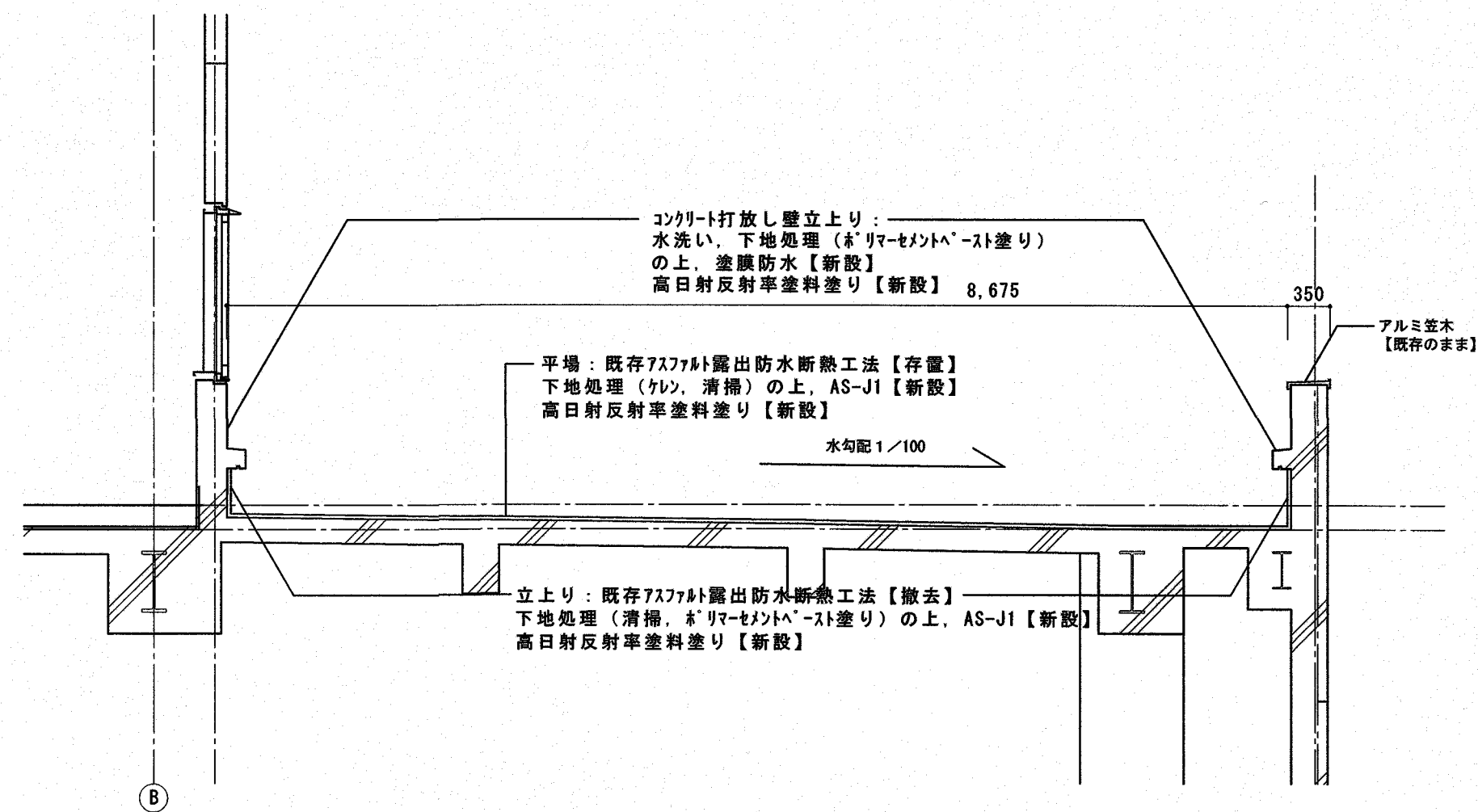
高知市 都市建設部 公共建築課

工事名		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
高知市清掃工場屋上防水改修工事						A-12
図面名 屋上①平面図、断面図、部分詳細図		縮尺 1/15, 50, 100	作図	令和 年 月 日		

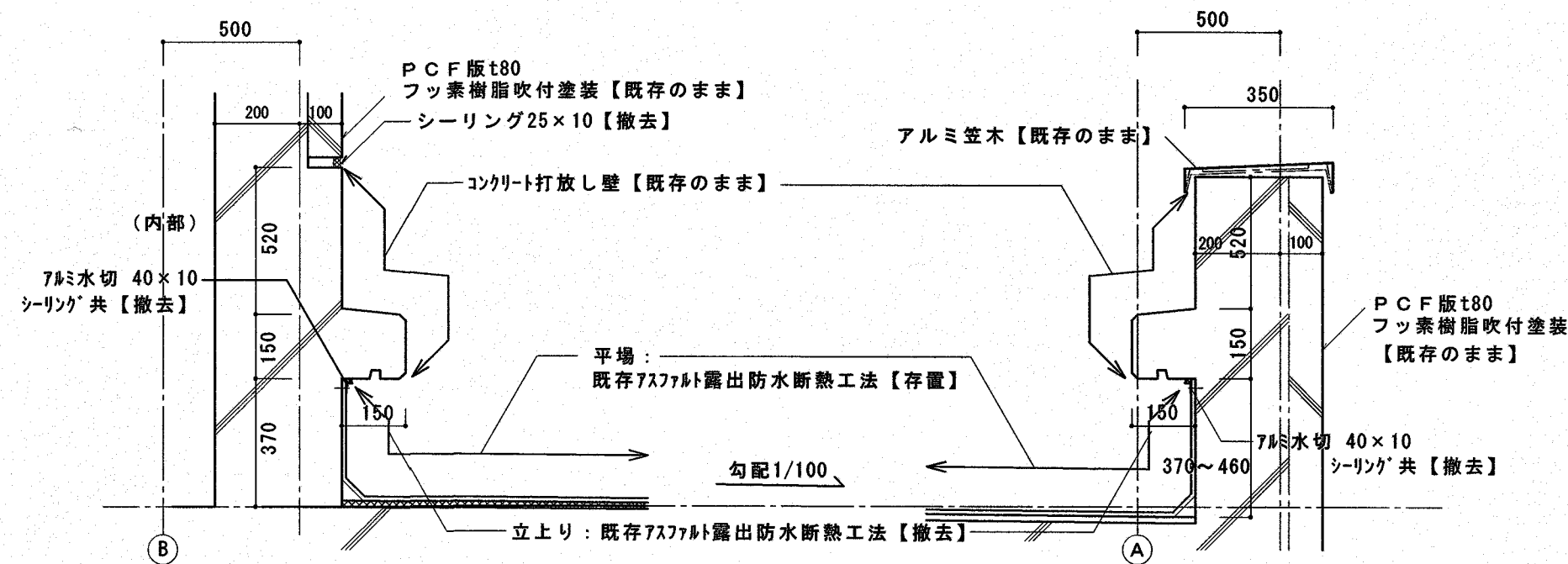
平面図 1/75



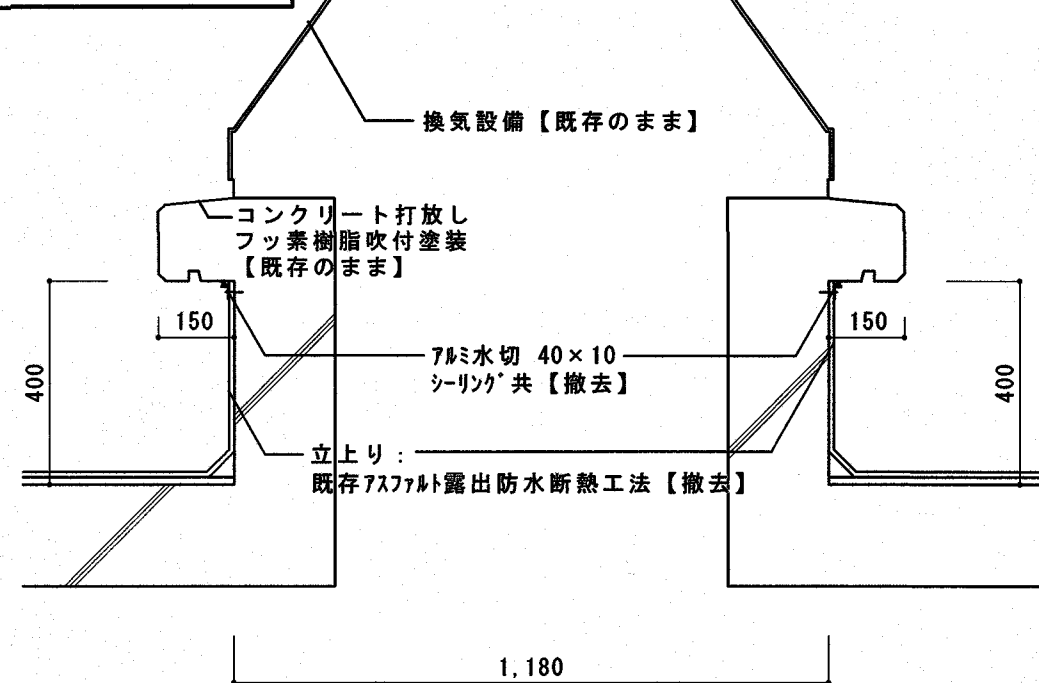
B-B' 断面図 1/50



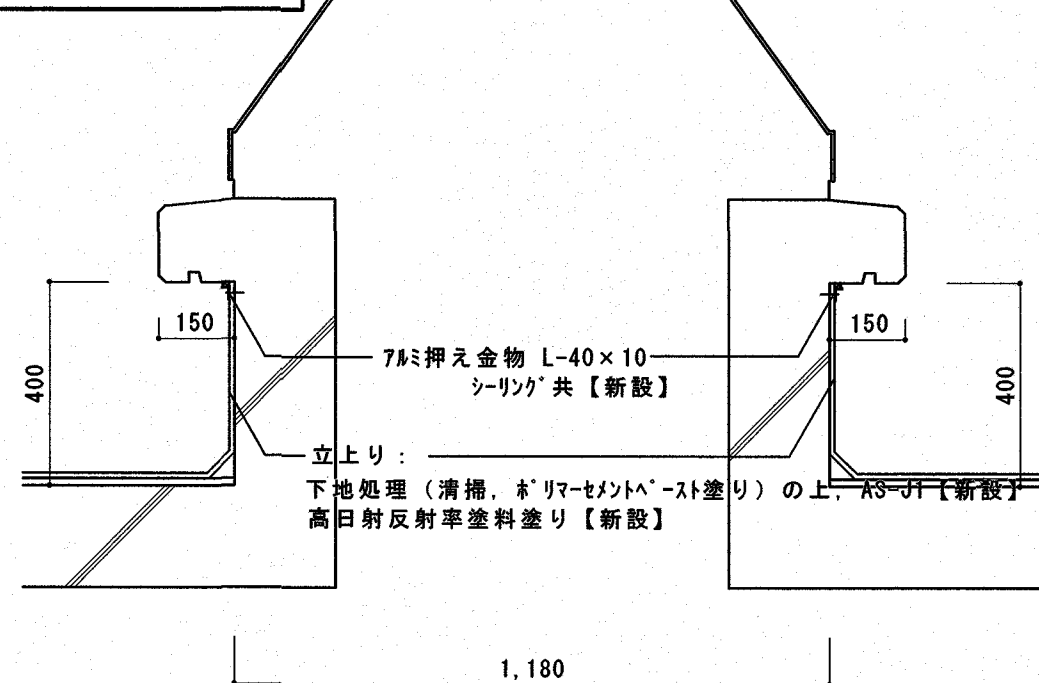
改修前部分詳細図 1/15



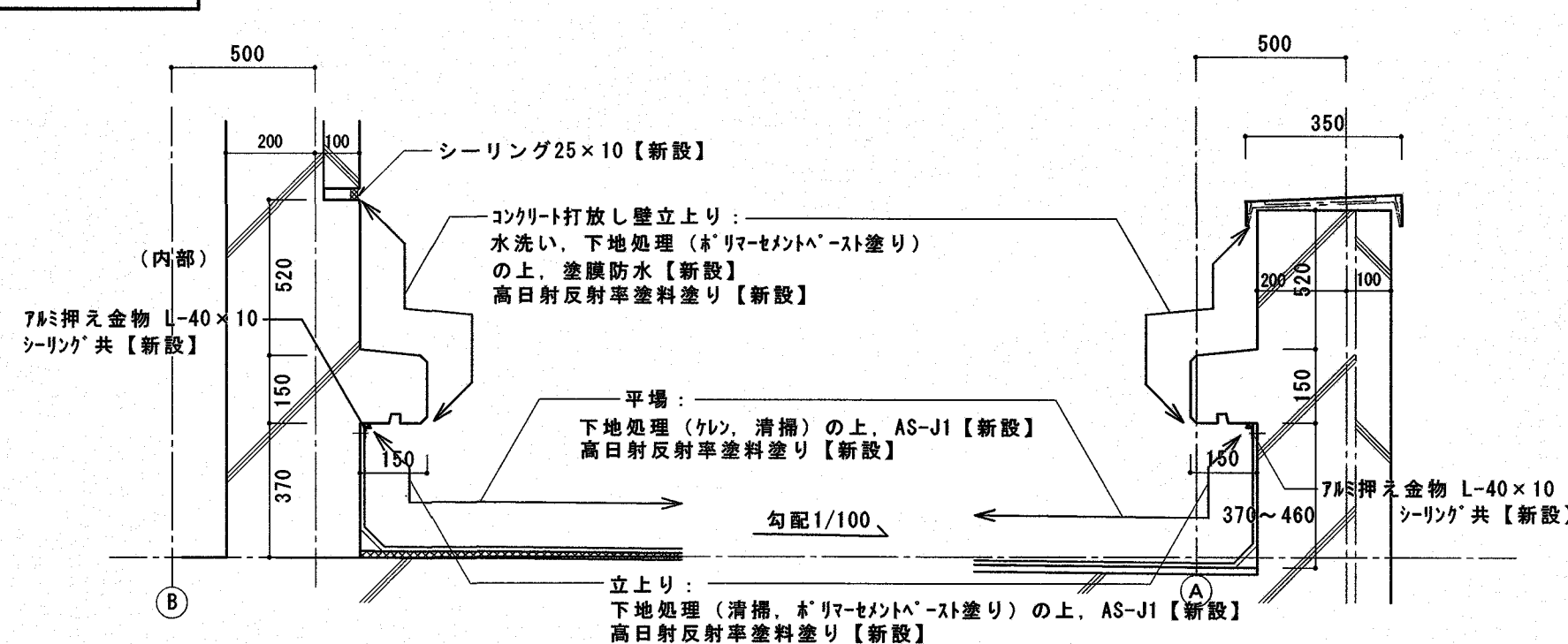
改修前A-A' 断面図 1/15



改修後A-A' 断面図 1/15



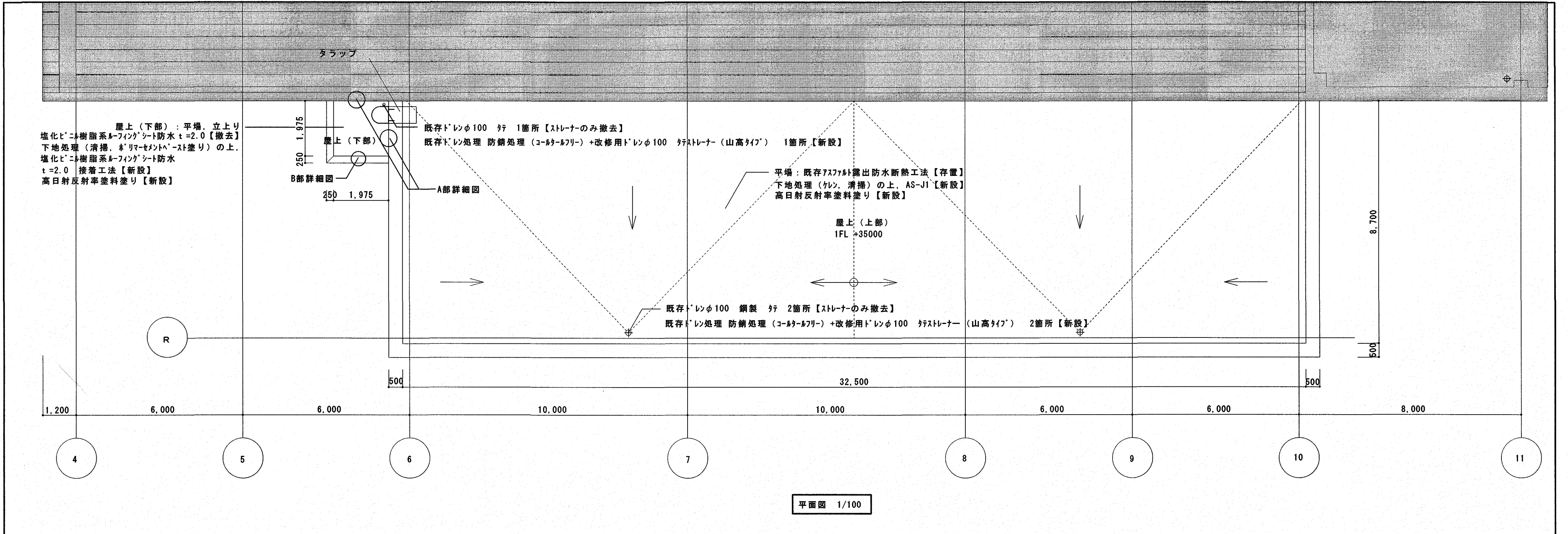
改修後部分詳細図 1/15



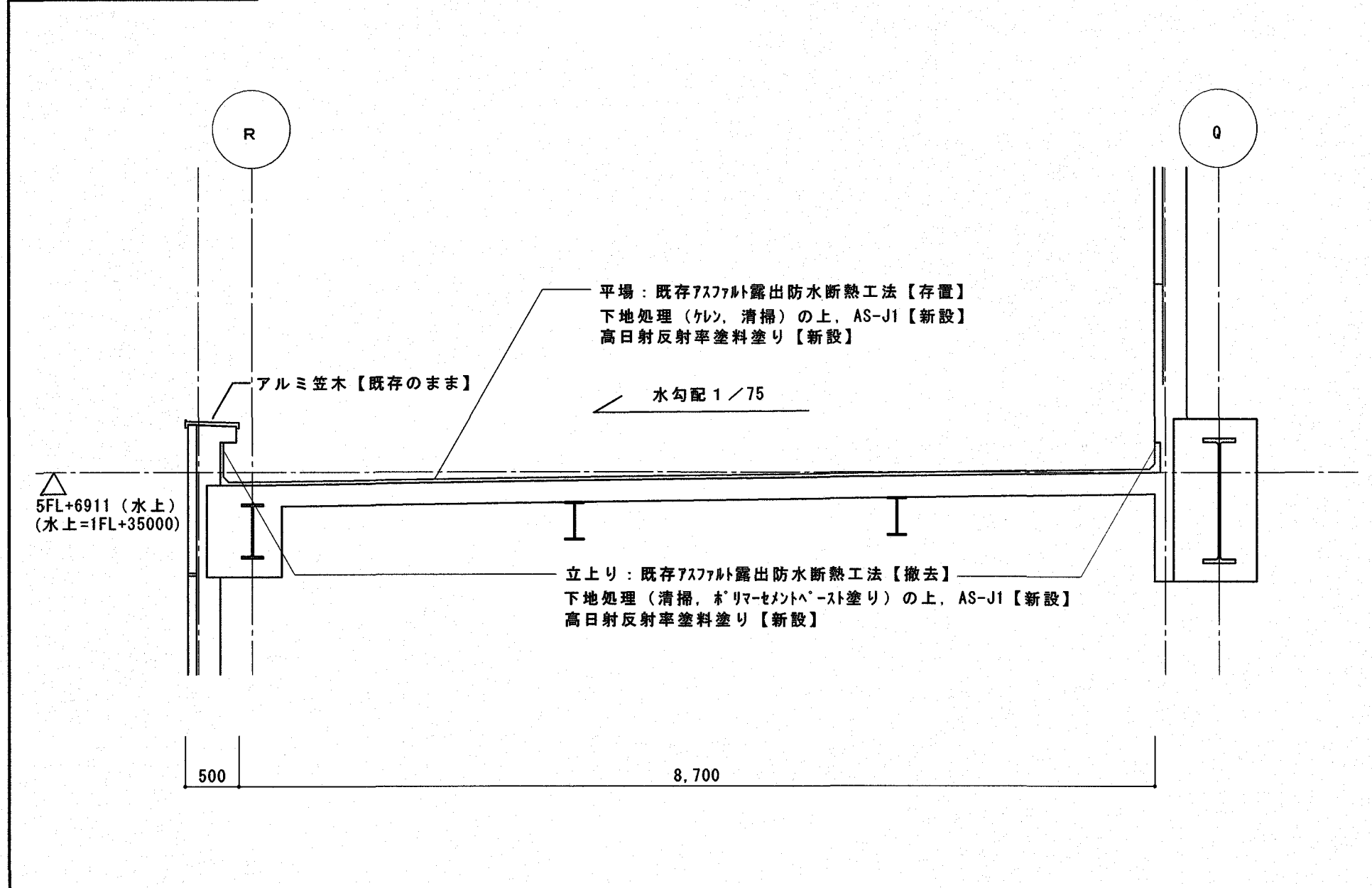
【】 無きものは既存のままとする	

高知市 都市建設部 公共建築課

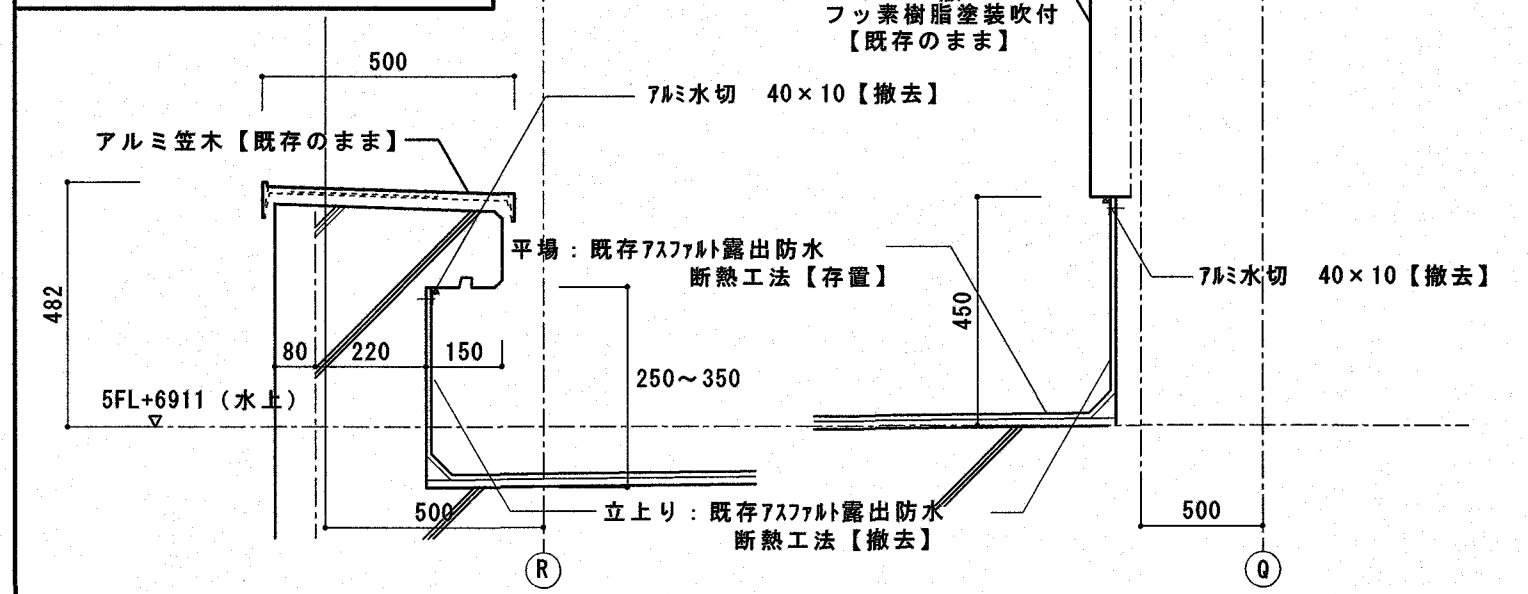
工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
高知市清掃工場屋上防水改修工事					A-13
図面名 屋上②平面図、断面図、部分詳細図	縮尺 1/15, 50, 75	作図	令和 年 月 日		



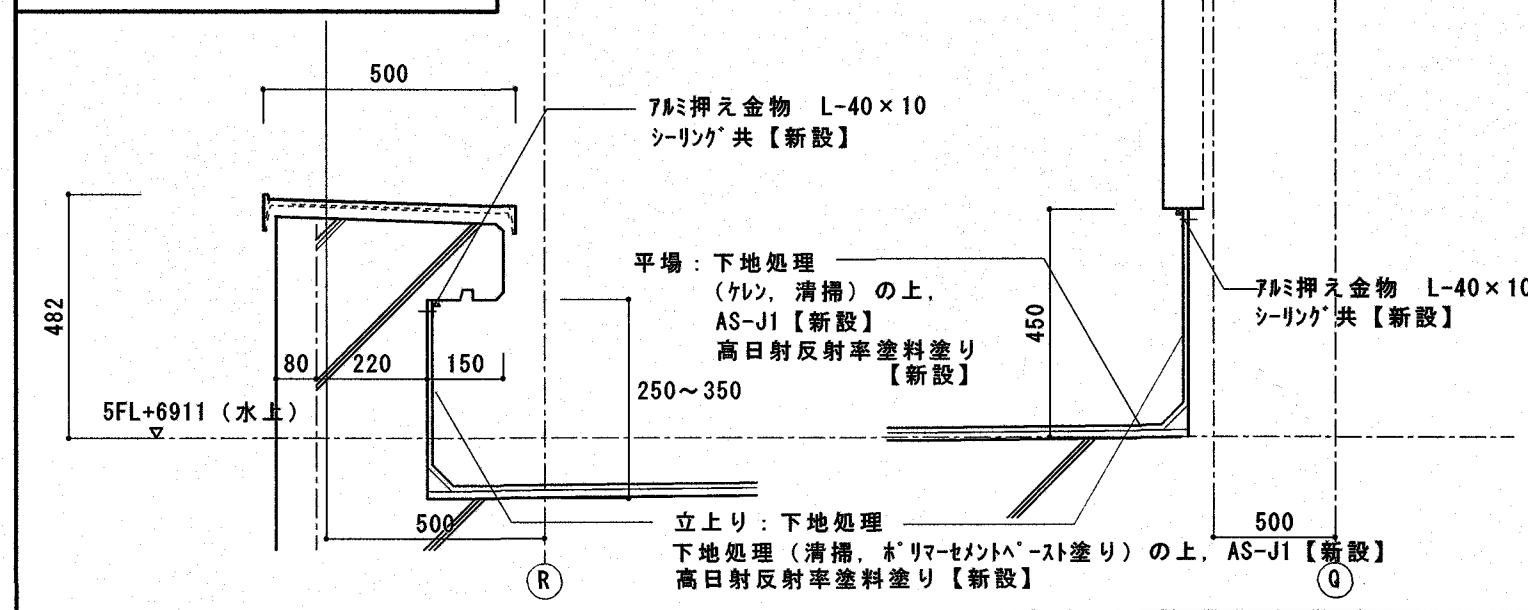
屋上（上部）断面図 1/50



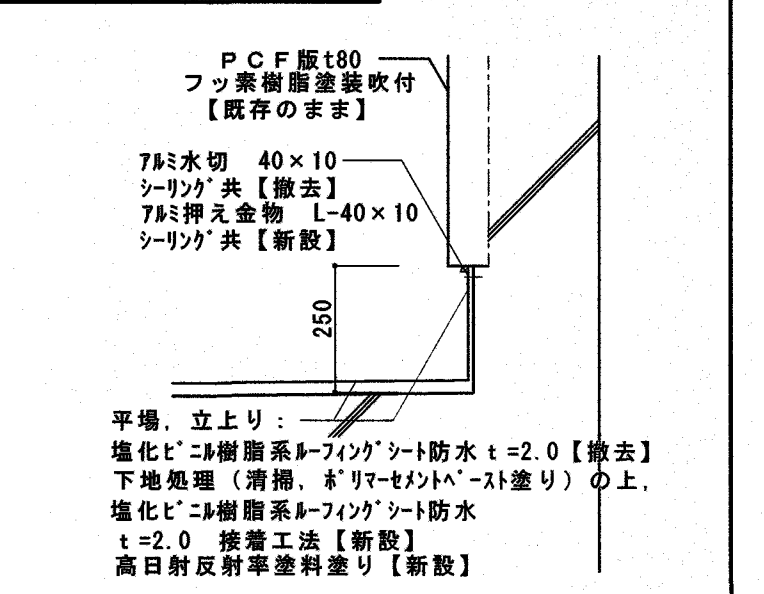
屋上（上部）改修前部分詳細図 1/15



屋上（上部）改修後部分詳細図 1/15



屋上（下部）A部詳細図 1/15



屋上（下部）B部詳細図 1/15

